

## 弾正台研究についての覚書

佐藤全敏

小稿は、古代日本において機能していた弾正台についての拙論<sup>1)</sup>をなすにあたり、その前提として書かれた粗々の研究史整理である。公表の順番が前後してしまつたが、この場をお借りして発表したい。

糺弾を職掌とする弾正台については、一九五〇年代に本格的な研究がはじまり、以後、断続的ながら検討が重ねられてきた。そうしたなか、二〇〇〇年代に入るあたりから、あらためていくつもの専門が発表されるようになっていく。ただ、研究史を丁寧にたどっていくと、先学が明らかにされた基礎的事実が、現在十分には共有されていないかみえることがある。そうした情況に鑑み、ここで簡単な交通整理を行つておきたいと思う。

### 第一期 一九五〇年代―七〇年代半ば

弾正台の研究史はおよそ三期にわけて理解される。第一期は、一九五〇年代から七〇年代半ばにかけてであり、現在知られる弾正台に関する基礎的事実は、多くこの段階で明らかにされていた。

まず、石尾芳久氏が日唐令の比較という手法をこの早い段階に用いられ、弾正台とそのモデルとなった御史台の性格の違いを次のように論じられた<sup>2)</sup>。

- (1) 官僚を弾劾糾察するために置かれた御史台には強大な権限が

与えられており、その糺弾に不当があつても、皇帝以外にはそれを責めることができなかつた。これに対し日本の弾正台は、太政大臣・左右大臣に糺弾される存在であつた。

- (2) 令文規定では、弾正台は不正（害政・抑屈）を犯した官人についての告発を受理・審査するはずであつたが、古記によれば実際は太政官の弁官がそれを担当していた。

- (3) 弾正台は「内外」の非違を糺弾するという令文規定があるが、ここでいう「内外」とは、古記によれば、宮内とその外（京内）のことであり、唐令の「内外」が京内と諸国の意であるのと異なつていた。日本では、諸国は太政官内におかれる巡察使が監察した。

- (4) 裁判制度への関わりという点でも、弾正台と御史台は異なつていた。唐における中央裁判は、〈在京諸司↓大理寺↓尚書省〉という階梯をふんで審理が進み、最後の尚書省にいたつてなお不服がある場合には、御史台・中書省・門下省の官人一名ずつから構成される通称「三司」に訴えることができた。三司は皇帝直下に組織されており、いわば常設の裁判所を超えて皇帝の決裁を仰ぐための「勅裁裁判所」であつた（その後の研究は『通典』の表現をとつて、これを「三司受事」と呼んでいる<sup>3)</sup>）。これに対し日本では、〈在京諸司↓刑部省↓太政官〉という階梯のみで、その上に特別な裁判所は設けられなかつた。この点

でも彈正台は御史台のような機能をもっていなかったということが  
とができる。

以上、石尾氏の議論は、唐と日本の裁判制度を体系的にとらえる  
なかに御史台と彈正台とを位置づけるものであり、彈正台の太政官  
への隷属、太政官による権限吸収が強調される結論となっている。

その関心は、唐令が、君主の家長的権威にもとづく「家長的家産官  
僚制支配」の法であるのに対し、これを継受して成立したはずの日  
本令は、君主と権威的合議体とが併立する「名望家支配」の法であ  
ることを示すことにあった。<sup>4)</sup> 時代的な制約もあり、現在からみると  
太政官（「権威的合議体」）の権限をやや大きく捉えすぎているなど  
問題点も少なくないが、それでも右に紹介した基礎的事実は、その  
後の研究によっても繰り返し論じられ、追認されている。<sup>5)</sup> 現在の彈  
正台理解の礎は、石尾氏によってつくられていくといつてよい。

以上に対し、岩橋小彌太氏は、彈正台には(a)風俗を肅清する、(b)  
非違を糾弾し彈奏する、という二方面の職掌があることを論じられ  
た。このうち(b)が、御史台の職掌を継承したものとされた。日本で  
は(b)の実例が多くなく、そのことから氏は、彈正台は次第に(b)から  
手を省いて(a)に力を注ぐようになったとされた。こうした理解は、  
(a)が「礼による教化」と読み替えられて、その後の研究の基本認  
識として定着する。氏はまた、彈正台の礼彈範圍とされる「内外」  
について、法意では唐と同じく京内と諸国のことであるとされ、  
『令集解』諸説やこれにもとづく石尾氏の見解を否定されている。  
『令集解』諸説の言うところは、平安時代初期の実態を反映したも  
のであろうとされる。

一九七〇年半ばに刊行された日本思想大系『律令』は、多く石尾  
氏の指摘を受け継ぎつつ、さらに令文の基礎的理解を深めるもので

あった。<sup>7)</sup> (1) 礼彈対象をめぐって、唐令が「流内九品以上官」とする  
ところを、日本の養老令は「親王及五位以上」と「六位以下」との  
二つに分け、日本では前者のみを彈奏対象としたこと、(2) 彈奏後、  
唐では奏された文書の案文が大理寺に送られたが、日本ではそのま  
ま文書が彈正台に保管されたこと、などが特に新しい指摘となつて  
いる。

## 第二期 一九七〇年代後半—一九九〇年代初頭

第二期は、一九七〇年代後半から一九九〇年代初頭にかけてにあ  
たり、この時期の研究は、第一期の研究を集成し、また補正するも  
のとなつている。

武光誠氏は、特に断りはないものの、第一期の研究で示されてい  
た理解を襲い、新しい論拠を加えたり補正したりしながら再論され  
た。<sup>8)</sup> その際、先行する研究に十分な言及がなされなかったこともあ  
り、これ以後の研究は、武光氏の書かれたものを継承、ないし批判  
するという形で進むことになってしまったきらいがある。むしろ、  
研究史的にみて氏の研究の特長は、初めて九世紀の彈正台にも言及  
されたことにあり、礼による官人教化を職掌とした彈正台の権限は、  
中国文化が盛んに輸入された弘仁—貞觀期に強化されたとの理解が  
示されている。氏は七世紀についても独自の見解を述べられ、彈正  
台の前身と目されることの多い「礼職大夫」は、官僚機構の外にある  
「職」であつて、彈正台のもととなる官司は大宝令まで設置され  
なかったとの主張もされる。唐の御史台と異なり、彈正台の尹（長  
官）や弼（次官）には、大臣や大納言に昇るような者が任じられな  
かったことも指摘されている。

笠原英彦氏は、武光氏の論考を参照しつつ、礼による官人教化と

いう機能を徹底的に重視された。<sup>(1)</sup>氏は、内容的には岩橋氏の枠組みを襲いつつ、弾正台の機能が奈良時代後半から平安時代初期にかけて「礼教機能」に集約されていたと論じられた。尹（長官）や弼（次官）に任じられた官人の官歴に一定の傾向があることも指摘されている。

また、この時期には、荊木美行氏が七世紀の「礼職」や「御史大夫」に焦点をしばって検討されており、両者の職掌や関係を幅広く推察しておられる。<sup>(2)</sup>

### 第三期 二〇〇〇年代

以上の諸研究により、弾正台の職掌・特徴・成立過程などが一通り明らかになったかと思われたが、二〇〇〇年代に入ると、突如として専論が陸續と発表されるようになる。これが第三期である。多くは、特に断りはないものの、第一―二期の研究で明らかにされた事柄を再度論じ、その上で弾正台の巡察範囲や礼儀糾弾の歴史的経緯について、それぞれ独自の見解を付け加えるものとなっている。

小坂慶介氏は、弾正台は、(i)いつから礼儀違反の糾弾に関わるようになったのか、(ii)いつから定期的に京内巡察を行うようになったのか、という二つの論点を掲げられ、(i)については、そもそも本来、弾正台は礼儀に関与しておらず、養老七年（七二三）より礼儀違反の糾弾を行うようになったとの理解を示され、(ii)の定期的京内巡察については、弘仁―天長年間（八一〇―八三三）よりはじまったとされた。その大きな根拠として、関係する太政官符や国史の記事などがこの頃から現れることを挙げられている。

蟬丸昌子氏は、大宝令施行後、少なくとも八世紀半ば頃まで、巡察使ではなく弾正台が畿内諸国の非違を糾弾していたと主張され、

令文にみられる「内外」の内容については、岩橋氏と同様の理解を再説された。<sup>(3)</sup>黒須利夫氏も同様の見解を述べられ、弾正台の畿内巡察は、大宝令制下から平安初期までの間、制度化されていたと論じられている。<sup>(4)</sup>

弾正台については、近年ほかにも専論が発表されており、弾正台の研究は二〇〇〇年代に入ってからかえって混沌とした情況にいたったかのようにみえる。

以上、弾正台に関する研究史をふりかえってきた。

弾正台の姿をより明確にしておくためには、ここからいかなる研究が可能であろうか。ひとつ気になるのは、第三期に入ってから研究が、ともすれば先行研究や史料に対する基本的理解という点において、ややあやうくみえるかに思われることである。なぜそのような問題が生じているのかは別に考えなければならぬが、ともかくいまは、あらためて基本に忠実な研究を進める必要があるのではないだろうか。愚鈍との誹りを承知で、研究史整理を公にした次第である。

### 註

- (1) 拙稿「弾正台と日本律令国家」〔『日本史研究』六〇一、二〇一二年〕、同「弾正台の弾と京中巡察をめぐって」〔『日本歴史』七七二、二〇一二年〕。
- (2) 石尾氏「律令国家の裁判制度」〔『日本古代法の研究』法律文化社、一九五九年〕。
- (3) 築山治三郎「唐代における御史と酷吏」〔『唐代政治制度の研究』創元社、一九六七年、初出は一九六四年〕、胡滄澤「唐代御史制度研究」〔文津出版社（中華民国）、一九九三年〕など。

- (4) 石尾氏註(2)書の「序」。その構想は早く同氏『支配の諸類型』と法の歴史的発展」(マックス・ウェーバー著・石尾氏訳『法社会学』改訂版、法律文化社、一九六九年、初出は一九五三、一九五四年)で示されていた。
- (5) ただし、御史台も糺弾に不当があれば、尚書都省の僕射や左右丞より糺弾をうけたことがのちに指摘され、補正されている。荆木美行「淡海朝の「御史大夫」をめぐる問題」(『初期律令官制の研究』和泉書院、一九九一年、初出は一九九〇年)、宮川久「彈正台の職能に関する再検討」(『古代史研究』九、一九九〇年)参照。
- (6) 岩橋氏「職官新志」(『上代官職制度の研究』吉川弘文館、一九六二年)。
- (7) 日本思想大系『律令』(岩波書店、一九七六年)。以下、岩波律令と略称する。特に関係するのは職員・公式両令関係条文の頭注・補注。
- (8) 武光氏「彈正台と御史制度」(『増訂律令太政官制の研究』吉川弘文館、二〇〇七年、原形初出は一九七八年)。
- (9) ただし、この点に関しては、のちに早坂要「彈正台小考」(『川内古代史論集』創刊号、一九八〇年)が的確な批判を寄せられている。
- (10) この点、荆木氏註(5)論文が指摘されるように、前提となる理解に問題があると思われる。
- (11) 笠原氏「律令政治と彈正台」(『法学研究』六一―五、一九八八年)。
- (12) 荆木氏註(5)論文。この時期の研究には、ほかに早坂氏註(9)論文、宮川氏註(5)論文もあるが、史料読解や先行研究理解などの点で疑点を残す。
- (13) 小坂氏「彈正台の役割についての再検討」(『ヒストリア』一八三、二〇〇三年)、同氏「彈正台の活動に関する一考察」(『関西学院史学』三三、二〇〇六年)。
- (14) 蟬丸氏「畿内における彈正台の活動」(『文化史学』五八、二〇〇二年)。
- (15) 黒須氏「彈正台と畿内」(『史境』六三、二〇一一年)。
- (16) 古谷紋子「彈正台の非違糺弾について」(『駒沢史学』六一、二〇〇三年)、高野正人「彈正台の宮内における活動」(『皇學館論叢』三九―二、二〇〇六年)、同氏「彈正台の存在意義」(『皇學館史学』二四、二〇〇九年)など。いずれも先行研究を参照しつつ独自の見解を展開しようとされているが、疑点が少なくないようにみえる。

(二〇一二年十月三十一日受理、十二月四日掲載承認)